

健生食輸発0227第1号
令和7年2月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産食品のアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年2月26日付け健生食輸発0226第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、下記施設の製造した赤とうがらし、花椒及び落花生を含む中国産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

JINAN BRANCH OF YANTAI SHINHO ENTERPRISE FOODS CO., LTD.